

反動判決弾劾！

蒲郡駅事件「民事控訴審」不当判決に抗議する

2月19日、名古屋高等裁判所は、「蒲郡駅事件」で加藤誠二さんが懲戒解雇撤回を求めた民事控訴審において、「控訴棄却」の不当極まりない判決を言い渡した。JR東労組は、この不当判決に断固抗議し糾弾する。

これまでの「刑事裁判」「民事裁判」の中で、「会社文書」を窃取したという容疑は事実無根であり、JR東海会社は何ら具体的な証拠もない中でJR東海労破壊の政治的意図に基づく不当な「懲戒解雇」を行ったことを明らかにしてきた。

昨年10月の刑事控訴審では、書庫の鍵は「鎖錠されていなかった可能性があり、また鎖錠されていても鍵を持ち出すことが可能だ」とし「書庫の鍵の管理は徹底していた」「鍵の保管場所は加藤さんは知らない」とした第一審での蒲郡駅管理者の証言を悉く無視したばかりでなく、「会社文書ファイルの指紋を調べた結果を示すべき」との弁護団の主張には「指紋が残らない場合もある」と斥けていたのである。

本民事控訴審も、推認推測の「刑事裁判」「民事裁判」を補完・追認する以外の何ものでもなく、「控訴棄却」とした不当・反動判決であり絶対に認めることはできない。

名古屋高裁による恣意的な不当判決は、公安警察とJR東海会社が一体となって仕掛けた政治的弾圧であり、検証されない「証拠」によって司法の反動化を如実に示していると言える。「蒲郡駅事件」は犯罪事実が存在しないが故に「証拠」を検証できないのだ。

今日の日本では、足利事件や布川事件など多くのえん罪事件が発生している。これらのえん罪を生み出す根拠は、予断を持った捜査、検証されない「証拠」であり、警察、検察の暴走に歯止めをかけなければならない。

身に覚えのない事件をでっち上げられ、JR東海会社から「懲戒解雇」を受けた加藤誠二さんと家族の怒り・悔しさは計り知れない。JR東労組は本民事控訴審の不当判決に抗して、加藤誠二さんと家族、そして全ての仲間と連帯して「蒲郡駅事件」完全勝利と、職場復帰を勝ち取るために組織の総力を上げて最後まで闘うことを明らかにする。

2010年2月22日

東日本旅客鉄道労働組合